第１章　公 立 学 校

１　公立学校の法的性格

学校教育法では、わが国の学校制度として、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の９種類の学校を設けている。　学校教育法第１条

これらの学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第３条の規定する学校法人のみが設置することができ（幼稚園については特例がある）、地方公共団体が設置する学校を公立学校という。　〃第２条第１項　〃附則抄第６条　〃第２条第２項

小学校及び中学校については市町村に設置の義務があり、特別支援学校については都道府県に設置が義務付けられている。　〃第38条・第49条　〃第80条

公立学校の法的性格は、地方自治法上の「公の施設」であり、法人格を有せず、独立した教育事業の主体とはなりえず、個々の学校の設置は条例で定めなければならない。一方、公立学校の設置者である地方公共団体は地方自治法上「法人とする。」と規定され、法律上の権利義務の主体となる法人格を有し、教育事業の主体となっている。　地自法第244条の２　〃第２条

なお、公立学校は教育行政組織上の取扱いとしては「教育機関」であり、校舎・校地等は地方自治法上「行政財産」とされている。　地教行法第30条、地自法第238条

２　公立学校の管理

公立学校の管理は、その設置者である地方公共団体が、その執行機関としての教育委員会を通じ法律の定めるところにより、その設置する学校を本来の目的を達成するよう維持・管理することであり、この管理の内容は人的管理、物的管理、運営管理を含むものである。　地自法第180条の８

なお、学校の「管理」は、教育委員会が直接行う作用のみを指すものではなく、校長・教頭が学校内で行う学校経営・学校運営をも含めたものをいい、学校管理規則等法令により教育委員会と学校の事務分担を明確にしている。　地教行法第33条１項（学校管理規則準則）

３　教育委員会と学校の主体性

学校管理の責任者である教育委員会は、法律に基づき学校の「管理運営の基本的事項」について、教育委員会規則として「学校管理規則」を定め、学校の管理を秩序あるものとし、その運営を適正かつ効果的に遂行している。　地教行法第14条第１項　〃第33条第１項

学校管理規則の制定により、教育委員会の学校の管理運営に対する基本方針を明示する一方、学校自ら責任となるべき事項をも明らかにし、両者の事務分担を明示することによって学校に一定限度の主体性を保持させようとしている。

校長にゆだねられた権限は、法令、条例、地方公共団体の規則及び規程に従い、学校管理機関である教育委員会の指揮監督のもとに、一定の範囲内において学校運営に関する主体性が認められている。　地公法第32条

（事例研究）

最高裁判決（昭和51年５月21日）「永山中学校事件」要旨

市町村教育委員会は、市町村立の学校を所管する行政機関とし、その管理権に基づき、学校の教育課程の編成について基準を設定し、一般的な指示を与え指導、助言を行うとともに、特に必要な場合には具体的な命令を発することができると解するのが相当である。